

第3号研修（特定の者対象）の認定にかかる留意事項

○認定特定行為業務従事者認定証を所持している従事者がいる
○登録特定行為事業者登録が済んでいる
以上の条件を満たしており、従事者が特定の利用者に対してたん吸引等を実施

認定を受けている特定の利用者へのたん吸引等の行為の必要がなくなった場合

同じ特定の利用者(A)に対し、行為の追加が必要になった場合

異なる特定の利用者(B)に対し、たん吸引等の行為が必要になった場合

県障害福祉課に

- ・認定辞退届出書(第11号様式)
- ・認定証の原本以上を提出する

登録研修機関に申込のうえ、**追加行為に対する実地研修を受け**、修了証を登録研修機関から受け取る

登録研修機関に申込のうえ、**特定の利用者(B)に対する実地研修を受け**、修了証を登録研修機関から受け取る

※基本研修はこの時点で既に受講済のため不要

県障害福祉課に

- ・変更届出(第7号様式)
 - ・再交付申請書(第8号様式)
 - ・6ヶ月以内発行の住民票
 - ・研修修了証明書
- 以上を提出し、行為の追加認定を受ける

県障害福祉課に

- ・交付申請書(第4号様式の2)
 - ・誓約書(第4号様式の3)
 - ・6ヶ月以内発行の住民票
 - ・研修修了証明書
- 以上を提出し、新たに認定を受ける

※事業者に特定行為の追加が生じた場合、別途県障害福祉課に追加登録申請書(第3号様式)にて申請手続きが必要です！

認定特定行為業務従事者認定証を県が交付します

特定の利用者に対してたん吸引等を実施できます！

注意

県障害福祉課あてに事業者変更登録届出書及び介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿を必ず提出すること！(提出漏れが非常に多いです)

各様式は高齢者福祉課の「介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）について」ページ
(<https://www.pref.oita.jp/site/144/kakutan-syougai.html>)にあります。